ハ　接続請求電気事業者がイ(1)に掲げる措置（バイオマス発電設備に係る措置を除く。ハ及びニにおいて同じ。）を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（バイオマス専焼発電設備（バイオマスのみを電気に変換する設備（ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を除く。）をいう。以下同じ。）を用いる者に限る。ハにおいて同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス専焼発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、イ(1)に掲げる措置及びロに掲げる出力の抑制を行ったこと、イ(1)に掲げる措置を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ニ　接続請求電気事業者がイ(1)に掲げる措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（地域資源バイオマス発電設備（第二条第十五号から第十九号までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）をいう。以下同じ。）を用いる者に限る。ニにおいて同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、当該接続請求電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いる地域資源バイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、イ(1)に掲げる措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと、イ(1)に掲げる措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

第六条第一項第三号ト の次に次のように加える。

チ　接続請求電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。

第六条第一項第四号イ中「又は」の下に「当該」を加え、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該特定供給者が、当該接続に必要な第五条第一項各号に掲げる費用を当該接続に係る契約の締結後一月以内に支払わない場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

ヘ　当該接続に係る契約において当該契約の締結後相当の期間内の期日として当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定の日を定めること、並びに当該特定供給者が特段の理由がないのに当該日を経過してもなお当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始しない場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

第六条第一項第六号中「年間三十日の」を削り、「に規定する認定発電設備の出力の抑制」を「の規定により当該接続請求電気事業者が損害の補償をすることなく当該特定供給者に求めることができる認定発電設備の出力の抑制の上限までの出力の抑制」に改め、同項第七号中「（年間三十日」を「（第三号イの規定により当該接続請求電気事業者が損害の補償をすることなく当該特定供給者に求めることができる当該種類の認定発電設備（経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備に限る。）の出力の抑制の上限（以下「特定上限」という。）」に、「経済産業大臣が指定する種類の」を「当該」に、「が年間三十日」を「が特定上限」に改め、「行おうとする場合」の下に「（第九号に掲げる場合を除く。）」を追加し、同号イ中「見込まれる場合」の下に「（当該特定供給者が第二条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、当該指定電気事業者が回避措置を講じ、及び第二条第三号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）」を加え、「原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら」を「当該接続請求電気事業者が」に改め、同号ロ中「当該指示を行う前に」を削り、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合（特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、需要の増加その他の事情の変化により追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることが可能となった場合に限る。）にあっては、当該特定供給者が、経済産業大臣が指定電気事業者ごとに定める条件に従わないこと。

第六条第二項中「前項第三号イ」の下に「からニまで」を加え、同条第三項中「第一項第三号イ」の下に「からニまで」を加え、同条第四項中「法第五条第一項による接続の請求をしようとし、又は請求をした者から求めがあった場合には」を削り、「当該者に対し提供」を「公表」に改める。

第八条第一項第五号中「効率をいう。」の下に「第十条第一項第二号において同じ。」を加える。

第十条第一項第二号中「大幅な」を削り、同項第六号を第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　認定発電設備（第二条第一号から第三号までに掲げる設備に限る。）に係る太陽電池について、当該太陽電池の製造の事業を行う者、種類、変換効率又は型式番号の変更

第十二条第二項中「報告しなければならない。」の下に「ただし、当該認定発電設備が第二条第一号又は第二号に掲げる設備であるときは、経済産業大臣が報告を求めた場合に限る。」を加える。

第十六条の見出し中「算定方法」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2　電気事業者は、電気事業法第十九条第一項の規定に基づく認可を受けたとき及び同条第四項及び第七項に基づく届出を行ったときは、回避可能費用単価の算定に必要な事項について様式第八により経済産業大臣に届け出なければならない。

第十九条第二項中「様式第八」を「様式第九」に、「様式第九」を「様式第十」に改める。

第二十一条第一項中「様式第十」を「様式第十一」に改め、同条第五項中「行うものとする。」の下に「ただし、第二項第三号に掲げる書類については、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十二月末日までに提出を行うことができる。」を加える。

第二十四条第一項中「様式第十一」を「様式第十二」に改め、同条第二項中「様式第十二」を「様式第十三」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（接続の請求を拒むことができる正当な理由に関する特例）

第七条の二　接続請求電気事業者（第六条第一項第七号の規定により太陽光発電設備に係る指定を受けている電気事業者を除く。）に対して、特定供給者（太陽光発電設備であってその出力が五十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、当分の間、第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

2　接続請求電気事業者（第六条第一項第七号の規定により風力発電設備に係る指定を受けている電気事業者を除く。）に対して、特定供給者（風力発電設備であってその出力が二十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行う法第五条第一項の規定による接続の請求については、当分の間、第六条第一項第三号イ及びチの規定は、適用しない。